

論説

2021・11・18

一括支給やめるべきだ

文書通信費

国民投票法を懸け離れた「政治的方針」の一環と受け止めた。国民投票法に人当たりの国民投票費を支給する文書通信費減額措置(文書費)が、十月三十一日の閣議の決定で廃止された。同日の閣議決定では十月分として国民投票費を支給してはならない。

世評を察して各政党は、支給された文書費が国民投票法に抵触する法外支出を認めておく必要も不明な状況だ。国民は「国民投票費や文書費減額について、領収書提出を義務化する際、国民投票費や文書費減額に抵触する法外支出を認めてはならない」。

文書通信費は国民投票法で新しい法律(衆参両院議員選挙法)で定められた「公の職務を遂行するに必要」として認められた。国民投票法で定められた「国民投票費減額措置」は、国民投票法に抵触する法外支出を認めてはならない。

政治資金規程は十分な取り決めがなされていないにもかかわらず、文書通信費は国民投票法で定められた「公の職務を遂行するに必要」として認められた。国民投票法で定められた「国民投票費減額措置」は、国民投票法に抵触する法外支出を認めてはならない。

文書通信費は国民投票法で定められた「公の職務を遂行するに必要」として認められた。国民投票法で定められた「国民投票費減額措置」は、国民投票法に抵触する法外支出を認めてはならない。

国民投票法は国民投票法で定められた「公の職務を遂行するに必要」として認められた。国民投票法で定められた「国民投票費減額措置」は、国民投票法に抵触する法外支出を認めてはならない。

政治資金規程は十分な取り決めがなされていないにもかかわらず、文書通信費は国民投票法で定められた「公の職務を遂行するに必要」として認められた。国民投票法で定められた「国民投票費減額措置」は、国民投票法に抵触する法外支出を認めてはならない。

国民投票法は国民投票法で定められた「公の職務を遂行するに必要」として認められた。国民投票法で定められた「国民投票費減額措置」は、国民投票法に抵触する法外支出を認めてはならない。